

新型コロナワクチン接種証明書に関する Q&A

(令和 4 年 6 月 30 日版)

一覧（問をクリックすれば該当箇所にジャンプします）

1. 総論

1. 接種証明を発行することは、接種の強制につながり、接種を受けない人への差別につながるのではないですか。
2. 国内用と海外用の接種証明書の違いは何ですか。
3. 接種証明書の発行を受けるのに手数料はかかりますか。
4. 接種証明書に有効期限はありますか。
5. 接種証明書を持っていない人（ワクチンの接種を受けない人）は、海外渡航できないのですか。
6. 海外用の接種証明書はどの国・地域で使えますか。
7. 接種証明書を提示すると、どのような防疫上の措置が緩和されるのですか。

2. 申請

1. 接種証明書は海外渡航のためだけに、申請を受け付けるのですか。パスポートを持たない人は申請可能ですか。
2. 3 回目接種の接種証明書は発行できますか。
3. 引っ越しをしたため、1 回目と 2 回目を違う自治体で接種した場合はどこに申請すればよいですか。
4. A 市の接種券を用いて B 市にある接種会場（大規模接種会場含む）で接種したが、どこの自治体に申請するのですか。
5. 先行接種や職域接種で接種を受けたのですが、接種券がまだ届いていません。接種証明書の申請は可能ですか。
6. 国内で接種後、海外に移住した場合の申請方法はどうすればいいですか。

3. 発行

1. 接種証明書の発行手続きの際、公用旅券と私用旅券の両方を持っている場合はどちらを申請時に提示すべきですか。
2. 日本の住民ですが、外国籍の場合、接種証明書は発行してもらえますか。
3. 接種証明書の交付枚数は 1 度の申請で 1 枚だけですか。
4. 接種証明書を紛失（き損）した場合、再発行は可能ですか。
5. 窓口申請の場合、その場ですぐ交付してもらえますか。

6. 接種証明書にはどのような内容が記載されるのですか。
7. 別名併記（旧姓・別姓・別名）の取扱いはどうなりますか。
8. 旅券に別名併記がないが、住民票、マイナンバーカード等には旧姓が併記されている場合（又はその逆の場合）、どちらの表記の証明書が発行されますか。
9. 1回しか接種されていない人の証明書も申請できますか。
10. 接種証明書には、国または自治体から正式なものとしてスタンプ（公印等）が押されますか。
11. 日本国内に住民票を有しない海外在留邦人についても、ワクチンを接種した自治体で接種証明書を発行してもらえるのか。

4. 国内利用

1. 接種証明書は日本への帰国時にも利用できますか。
2. ワクチン接種証明（接種証明書、接種済証、接種記録書等）の提示を求めるに当たって留意すべきことはありますか。

5. 特殊事例

1. 海外で接種を受けた場合でも証明書の発行は可能ですか。
2. 1回目を海外、2回目を国内で接種を受けたのですが、申請・発行は可能ですか。また、有効性についてはどうなりますか。
3. 在日米軍で勤務しており、米軍により接種を受けたのですが、接種証明書は発行されますか。
4. 海外に在留しており、一時帰国で接種を受ける予定なのですが、接種証明書は発行されますか。
5. 日本国内の外国大使館で勤務しており、当該国による接種を受けたのですが、接種証明書は発行されますか。
6. ワクチンの治験に参加して承認前のワクチンの接種を受けたのですが、接種証明書は発行されますか。
7. 日本で接種を受けた後、転居して現在は海外在住だが、接種証明書の発行は可能でしょうか。また、どのように申請すればよいでしょうか。

6. デジタル化

1. スマートフォン、マイナンバーカードを持たない人が、電子版の接種証明書を取得する方法はありますか。また、取得する方法がない場合は、窓口や郵送で書面の接種証明書を取得することになるのでしょうか。
2. 書面の接種証明書には二次元コードは付されないのでしょうか。
3. 既に一度、書面の接種証明書を取得しているが、電子版の接種証明書を取得することは可能でしょうか。また、電子版を取得した後に、書面の二次元コードが付された接種証明書を取得することは可能でしょうか。

4. 12月20日以前に発行した二次元コードのついていない接種証明書は、12月20日以降も海外で活用可能でしょうか。
5. 海外用には、二次元コードの規格が2種類あるが、どの国がどの規格に対応しているか教えてほしい。
6. 海外用の二次元コードは、海外の飲食店などでも活用可能なのでしょうか。

1. 総論

Q 1-1 接種証明書を発行することは、接種の強制につながり、接種を受けない人への差別につながるのではないですか。(令和3年12月20日更新)

A 接種証明書は、あくまで接種の事実のみを証明するものであるため、発行それ自体が直ちに差別につながるものとは考えておりません。ワクチン接種は任意であり、また接種証明書の取得や開示を強制することは適切ではありません。接種証明書の利用に関して、接種を受けない方への不当な差別につながらないように周知し、ワクチンの正しい情報を適切に提供していく予定です。

Q 1-2 国内用と海外用の接種証明書の違いは何ですか。(令和3年12月20日更新)

A 海外用の接種証明書では国内用の接種証明書の記載事項が英語表記されることに加え、パスポートの国籍・地域や旅券番号が記載されます。また、記載される二次元コードの規格が異なります。

海外用：ICAO VDS-NC と SMART Health Cards (SHC)

国内利用用：SMART Health Cards (SHC) のみ。

Q 1-3 接種証明書の発行を受けるのに手数料はかかりますか。(令和3年8月24日更新)

A 接種証明書は原則無料としていますが、郵送代等がかかる場合があります。接種証明書を発行する自治体によって異なる可能性がありますので、申請する自治体(接種を受けた自治体)にお問い合わせください。

Q 1-4 接種証明書に有効期限はありますか。(令和4年6月21日更新)

A 接種証明書はワクチン接種の事実を公的に証明するものであり、証明書自体の有効期限はありません。ただし、証明書の提示を受ける側(相手国等)で一定期間内のものに限るなど条件がある可能性があります。渡航先の国・地域の入国条件等をご確認ください。

Q 1-5 接種証明書を持っていない人（ワクチンの接種を受けない人）は、海外渡航できないのですか。（令和3年12月20日更新）

A 海外用の接種証明書がないと海外への渡航を認めないとするものではありません（ただし、一部の国においては、入国時における行動制限の緩和等を受ける時に提示を求められる場合があります）。接種証明書があれば、一部の国・地域への渡航の際に、その国に入国する際の防疫措置が緩和されることがあります。渡航先の国・地域の入国条件をご確認ください。

Q 1-6 海外用の接種証明書はどの国・地域で使えますか。（令和3年8月24日更新）

A 接種証明書の利用が可能となる対象国・地域については、外務省の Web サイト（<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>）から適時情報提供されます。また、令和3年10月1日以降、日本への入国後・帰国後の待機期間の緩和を受ける際にも活用が可能となりました。当該緩和措置の実施状況も随時変更されうるものですので、詳細は厚生労働省 web サイト（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html）を参照ください。

Q 1-7 接種証明書を提示すると、どのような防疫上の措置が緩和されるのですか。（令和3年12月20日更新）

A 接種証明書による具体的な緩和措置は、国・地域にとって異なります。一般論でいえば、入国時の隔離期間の短縮又は免除や出発前 PCR 検査陰性証明の提出および到着時の PCR 検査の免除といった措置が考えられます。具体的な緩和措置については、外務省の Web サイト（<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>）から適時情報提供されます。

2. 申請

Q 2-1 接種証明書は海外渡航のためだけに、申請を受け付けるのですか。パスポートを持たない人は申請可能ですか。（令和3年12月20日更新）

A 国内用の接種証明書については、パスポートを持っていなくても発行可能です。海外用の接種証明書の発行にのみパスポートが必要です。

Q 2-2 3回目接種の接種証明書は発行できますか。（令和4年6月21日更新）

A 該当者については追加接種分（3回目、4回目）の接種記録も記載された接種証明書の

交付が可能です。

Q 2-3 引っ越しをしたため、1回目と2回目を違う自治体で接種した場合はどこに申請すればよいですか。(令和3年12月20日更新)

A 予防接種に関する記録は、接種時に住民票があった自治体(通常は接種券を発行した自治体)が持っています。したがって、1回目と2回目で住民票が所在する自治体が異なる場合は、それぞれの自治体に対して申請を行ってください。追加接種も同様です。

Q 2-4 A市の接種券を用いてB市にある接種会場(大規模接種会場含む)で接種したが、どこの自治体に申請するのですか。(令和3年8月24日更新)

A 接種時に住民票があった自治体(通常は接種券を発行した自治体)で発行することになりますので、A市に申請してください。

Q 2-5 先行接種や職域接種で接種を受けたのですが、接種券がまだ届いていません。接種証明書の申請は可能ですか。(令和3年10月1日更新)

A 接種券が届く前でも申請は可能です。接種時点で住民登録がある自治体に申請してください。

Q 2-6 国内で接種後、海外に移住した場合の申請方法はどうすればいいですか。(令和3年10月1日更新)

A 自治体によって対応が異なりますので、申請先自治体に御確認ください。なお、代理人による申請も可能ですので、日本在住の家族等に依頼することも考えられます。

3. 発行

Q 3-1 接種証明書の発行手続きの際、公用旅券と私用旅券の両方を持っている場合はどちらを申請時に提示すべきですか。(令和3年8月24日更新)

A 接種証明書の記載事項(旅券番号など)は、実際の海外渡航時に使われる旅券の記載事項と一致している必要がありますので、申請時には、海外渡航の際に実際に使用する旅券を提示ください。

Q 3 - 2 日本の住民ですが、外国籍の場合、接種証明書は発行してもらえますか。(令和3年12月20日更新)

A 日本に住民票がある場合、又は、居住実態があると市町村において認められ、接種券の発行を受けた場合で、予防接種法に基づいて実施された新型コロナウイルスワクチンの接種を受けていれば、国籍・地域を問わずに、申請に基づき発行されます。

Q 3 - 3 接種証明書の交付枚数は1度の申請で1枚だけですか。(令和3年10月1日更新)

A 接種証明書は、基本的には、提出するのではなく、提示するだけであると想定していますので、1度の申請につき原則1部のみを発行します。

Q 3 - 4 接種証明書を紛失(き損)した場合、再発行は可能ですか。(令和3年8月24日更新)

A 接種証明書を紛失等した場合には、改めて申請をしてください。再度申請がある毎に、1部発行されます。申請回数の制限は設けません。

Q 3 - 5 窓口申請の場合、その場ですぐ交付してもらえますか。(令和3年8月24日更新)

A 申請から発行までの期間については、①申請者が、接種済証や接種記録書などの接種事実が確認できる書類を紛失しているケースや、②接種記録のVRS(ワクチン接種記録システム)への登録に時間がかかっているケースなどもあり、状況によっては、即日交付が困難なケースも生じ得ます。また、申請方法を郵送に限定している自治体や発行までに要する目安の期間を示している自治体もあります。具体的には申請先の各自治体にお問合せください。

Q 3 - 6 接種証明書にはどのような内容が記載されるのですか。(令和3年12月20日更新)

A 氏名、生年月日、接種記録(ワクチンの種類、接種年月日、ロット番号など)及び二次元コードが記載されます。海外用には、これらに加え氏名のローマ字表記、パスポートの国籍・地域や旅券番号が英語表記で記載されます。

Q 3 - 7 別名併記(旧姓・別姓・別名)の取扱いはどうなりますか。(令和4年5月18日

更新)

A 海外用の接種証明書は、日本の旅券をお持ちの方で当該旅券に旧姓・別姓・別名の記載がある場合、接種証明書にも旧姓・別姓・別名を記載することが可能です。国内用の接種証明書は、併記の有無を選択することができます。併記する場合、住民票や戸籍など旧姓・別姓・別名を確認できる本人確認書類が必要です。電子的な接種証明書については、デジタル庁HP (https://www.digital.go.jp/policies/vaccinecert/faq_03#q12) のよくある質問 (Q3-12 等) を参照ください。

Q3-8 旅券に別名併記がないが、住民票、マイナンバーカード等には旧姓が併記されている場合 (又はその逆の場合)、どちらの表記の証明書が発行されますか。(令和4年3月29日更新)

A 海外用の接種証明書については、旅券の記載に合わせて発行されます。国内用の書面の接種証明書は、併記の有無を選択することができます。電子的な接種証明書については、デジタル庁HP (https://www.digital.go.jp/policies/vaccinecert/faq_03#q12) のよくある質問 (Q3-12 等) を参照ください。

Q3-9 1回しか接種されていない人の証明書も申請できますか。(令和4年6月21日更新)

A 接種証明書は接種の事実を公的に証明するものですので、1回でも証明書の発行は可能です。ただし、海外渡航に際しては、相手国が求める内容によりますので1回の接種のみの接種証明書では、相手国から有効な接種証明と認められない可能性があります。(なお、1回目と2回目を異なる市町村から発行された接種券を用いて接種された人の場合、市町村ごとに1回分ずつの接種証明書の発行を受けることになります。)

Q3-10 接種証明書には、国または自治体から正式なものとしてスタンプ (公印等) が押されますか。(令和3年10月1日更新)

A 押されません。今回の証明書発行にあたっては、スタンプ (公印) の無い所定の様式をもって諸外国との交渉を行い、諸外国にて受け入れ可能であるかの確認を行っております。なお、接種証明書の二次元コードには、電子署名が付されています。

Q3-11 日本国内に住民票を有しない海外在留邦人についても、ワクチンを接種した自治体で接種証明書を発行してもらえるのか。(令和3年12月20日更新)

A 自治体が予防接種法に基づく予防接種を実施したのであれば、接種証明書を発行することになります。他方、外務省による海外在留邦人等向け新型コロナウイルス・ワクチン接

種については、外務省が接種証明書を発行します。詳しくは外務省 HP (<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>) をご確認ください。

4. 国内利用

Q 4 - 1 接種証明書は日本への帰国時にも利用できますか。(令和 4 年 6 月 21 日更新)

A 利用可能です。接種証明書による緩和措置の実施状況は随時変更されうるものですので、詳細は、厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html) をご参照ください。

Q 4 - 2 ワクチン接種証明(接種証明書、接種済証、接種記録書等)の提示を求めるに当たって留意すべきことはありますか。(令和 4 年 6 月 30 日)

A ワクチン接種証明(接種証明書、接種済証、接種記録書等)の利用については、「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方(令和 3 年 9 月 9 日新型コロナウイルス感染症対策本部)」、「地方公共団体や民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組の考え方について(令和 4 年 3 月 11 日新型コロナウイルス感染症対策分科会中間まとめ)」等に沿ったご対応をお願いいたします。

その上で、ワクチン接種証明に記載された情報は個人情報の保護に関する法律における個人情報にあたりますので、民間の事業者の方々がサービスの提供等において活用する場合には、個人情報保護法等を遵守することが必要です。また、プライバシー保護の観点から、その活用目的に照らし必要ではない情報(接種券番号等)の収集・管理等は控えていただくようお願いいたします。

5. 特殊事例

Q 5 - 1 海外で接種を受けた場合でも証明書の発行は可能ですか。(令和 3 年 12 月 20 日更新)

A 接種証明書が申請できる人は、予防接種法に基づきワクチンを接種した方ですので、海外での接種に対して本証明書を発行することはできません。証明書が必要な場合は、接種を受けられた国へお問合せください。

Q 5 - 2 1 回目を海外、2 回目を国内で接種を受けたのですが、申請・発行は可能ですか。

また、有効性についてはどうなりますか。(令和3年8月24日更新)

A 自治体で発行する接種証明書は予防接種法に基づく予防接種の接種証明書ですので、申請すれば1回分の接種記録が記載された証明書が発行されることとなります。海外で受けた接種についての証明書を自治体では発行できません。この場合のように、別々の国で発行された証明書が全体として有効かどうかについては、提示する相手国の判断となりますので、在京の相手国大使館に事前に問い合わせることなどが考えられます。外務省HPから発表している「海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域」(<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>)は、日本で予防接種法に基づき2回の接種を受けた場合を示していますので注意が必要です。

Q5-3 在日米軍で勤務しており、米軍により接種を受けたのですが、接種証明書は発行されますか。(令和3年12月20日更新)

A 在日米軍によるワクチン接種を受けた在日米軍従業員に対しては、防衛省が接種証明書を発行しております。詳細は防衛省にお問い合わせください。

https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/stuff/zaibeigun_seshushoumei.html

Q5-4 海外に在留しており、一時帰国で接種を受ける予定なのですが、接種証明書は発行されますか。(令和3年12月20日更新)

A 海外在留邦人等向けのワクチン接種事業で接種を受ける方々に関しても必要な方には外務省に申請をいただければ接種証明書を交付します。詳細は外務省にお問い合わせください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

Q5-5 日本国内の外国大使館で勤務しており、当該国による接種を受けたのですが、接種証明書は発行されますか。(令和3年12月20日更新)

A 当該国による接種は予防接種法による接種ではないため、お住いの市町村では接種証明書を発行することはできません。接種を実施した国(大使館)へお問合せください。

Q5-6 ワクチンの治験に参加して承認前のワクチンの接種を受けたのですが、接種証明書は発行されますか。(令和3年12月20日更新)

A 厚生労働省医政局において、証明書を発行しております。詳しくは厚生労働省医政局にお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate_00001.html

Q 5-7 日本で接種を受けた後、転居して現在は海外在住だが、接種証明書の発行は可能でしょうか。また、どのように申請すればよいでしょうか。(令和4年4月1日更新)

A 日本の市町村で接種された場合であれば、当該市町村での証明書の発行が可能です。申請については代理申請も可能ですので、詳しくは接種時点で住民票を有していた自治体にお問い合わせください。なお、海外在住の方については、令和4年4月1日から、厚生労働省新型コロナウイルスワクチンに係る電話相談窓口(コールセンター)へのお電話でのご相談が可能です(050-3734-0348)。

6. デジタル化

Q 6-1 スマートフォン、マイナンバーカードを持たない人が、電子版の接種証明書を取得する方法はありますか。また、取得する方法がない場合は、窓口や郵送で書面の接種証明書を取得することになるのでしょうか。(令和3年12月20日更新)

A 電子版の接種証明書を取得するには、スマートフォンとマイナンバーカードの両方が必要です。お持ちでない方は、窓口や郵送で、書面の接種証明書の申請をお願いします。なお、1台のスマートフォンで複数人分の接種証明書を発行し、保存しておくことは可能です。ただし、接種証明書は、本人又は法定代理人に限り発行が可能です。

Q 6-2 書面の接種証明書には二次元コードは付されないのでしょうか。(令和3年12月20日更新)

A 12月20日以降、書面の接種証明書にも二次元コードが付されます。

Q 6-3 既に一度、書面の接種証明書を取得しているが、電子版の接種証明書を取得することは可能でしょうか。また、電子版を取得した後に、書面の二次元コードが付された接種証明書を取得することは可能でしょうか。(令和3年12月20日更新)

A 一度書面の接種証明書を取得した人でも、改めて申請することにより、電子版の接種証明書を取得することは可能です。また、電子版を取得した人が、改めて申請することにより、書面の二次元コード付き証明書を取得することも可能です。

Q 6-4 12月20日以前に発行した二次元コードのついていない接種証明書は、12月20日以降も海外で活用可能でしょうか。(令和3年12月20日更新)

A 二次元コードがついていない証明書については、我が国の接種証明書を防疫措置の緩和等で認める国においては、引き続き有効と考えております。ただし、国によっては交

涉や政策変更によって二次元コードを必須とするケースもあり得ます。外務省の海外安全 HP でも適宜情報提供いたしますので、事前に確認いただくようお願いいたします。

Q 6-5 海外用には、二次元コードの規格が2種類あるが、どの国がどの規格に対応しているか教えてほしい。(令和4年5月18日更新)

A 海外用の証明書の種類としては、二次元コードなしの書面の証明書、二次元コード付きの書面の証明書、二次元コード付きの電子版の証明書(VDS-NC規格、SMART Health Cards規格)があり、渡航先によってどの規格を受け入れるかが異なる可能性があります。外務省の海外安全ホームページにおいて、可能な限り随時の情報提供を行う予定ですが、要件が変更となる可能性が高いため、最新の情報を渡航先政府のホームページ等でご確認いただくようお願いいたします。

Q 6-6 海外用の二次元コードは、海外の飲食店などでも活用可能なのでしょうか。(令和4年5月18日更新)

A 海外用の接種証明書は、諸外国が講じている水際防疫措置の緩和・免除を受けるために発行しているものであり、当該緩和等の取扱いについては、諸外国とも事前に調整の上で、認められたものです。一方で、渡航先国内における飲食店などにおける利用を保証するものではありません。利用できないことによる影響が大きい場合は、接種証明書の提示を求められるのかどうかや、接種証明書アプリが利用できるかについて、申請者において事前に提示を行う対象者へご確認いただくことをおすすめします。詳細は令和4年4月28日に開催した自治体説明資料(P19)にも記載しておりますので、ご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25377.html